

2005年2月 No.447

京都の福祉

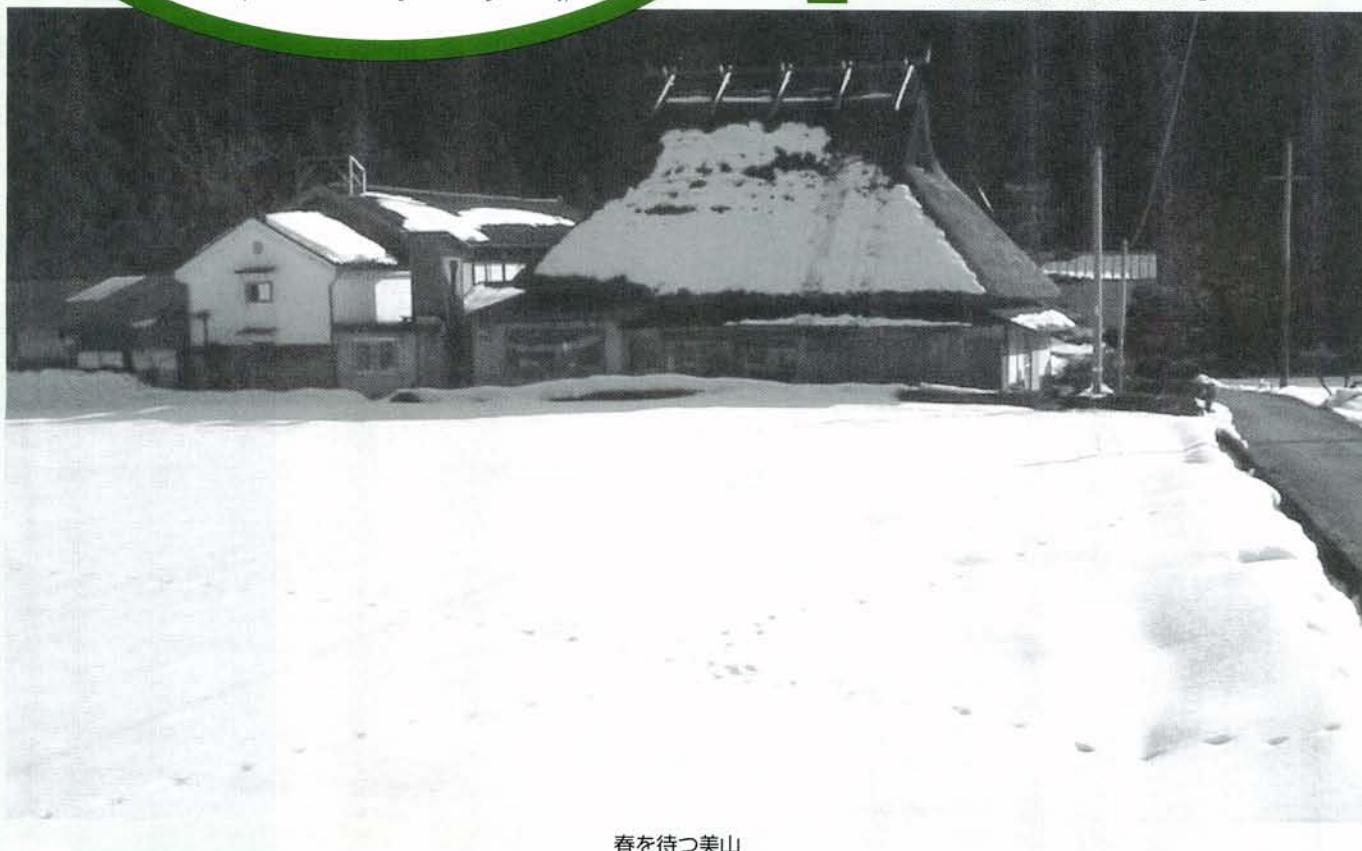
発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司
<http://www.kyoshakyo.or.jp>



- 主な記事
- 1面…もえくさ
 - 2面…みやま共同作業所のオープンランチ
 - 4面…NPO法人活動紹介
「京都メンタルケア・アクション」
 - 6面…京都府災害ボランティア支援資金の配分結果について
 - 7面…きばってます～市町村社協の活動紹介～
 - 8面…リレートーク④
介護保険制度の見直しを考える



春を待つ美山

もえくさ

先日、府立総合資料館の行政文書から、ヘレンケラーの資料を紹介していただいた。▼ヘレンケラーは、目と口と耳に重い障害を持ちながらそれを乗り越えて、アメリカだけではなく世界各地にも訪問し、障害を持つ人だけでなく多くの人々に希望を与え、障害者の福祉施策についても大きな影響を及ぼしている。▼京都にも三度訪れました。初めて京都を訪れたのは昭和十二年です。高校・大学で講演を行ない府民の身体障害者福祉に対する関心を高め、福祉の施策にも目が向けられます。しかし、残念ながら戦争への動きが加速するなか中断されてしまいました。そして昭和二十三年占領下のもとで進められていた日本の民主化の改革の特使として日本各地を訪問し、十月に京都を訪れます。彼女の講演活動は身体障害者の方々の励ましとなるとともに、身体障害者福祉に人々の大きな関心を高めることとなり、翌二十四年に身体障害者福祉法の成立にも大きな影響を与えました。京都でもこの訪問を機にいくつかの施設が設置されました。現在の府立視力障害者福祉センターもそのひとつです。学生寮として使われていた施設が廃止されることを知り、京都府は職業訓練だけでなく視力障害者のかかる生活の問題解決にも対応できる施設の建設にこぎつけました。▼昭和三十年には、三度目の訪問が実現しました。この時の彼女の講演を受け挨拶に立った京都府知事は、障害者の保護に偏りがちな施策を反省し、自立や社会参加を支援する福祉を実施するよう事業の見直しをする旨発言をされたことが記録に残されています。▼ヘレンケラーは「もし神様がどれかひとつ回復してやろうと言われたら」というインタビューに対して「私は耳がほしい」「心に光が入るのは耳だからです。」と答えられています。▼彼女の訪問は障害のある人々に励ましを与えるとともに、多くの人々に感動を与えその感動が今日の福祉に携わる私達の仕事に引き継がれている。▼大きく変わる福祉の施策に専門的知識を向上させ適切に対応していくと同時に、福祉を必要とする人々に対し、心に光が届くあたたかい仕事をすすめる事を忘れないようにしたい。

みやま共同作業所のオープンランチ

地域住民との交流と障害者の入所のきっかけづくり

要望が飛び出しました。

「障害者の生活を地域で支える受け皿がぜひ欲しい」と、家族・当事者・関係者の願いと努力から生まれてきた共同作業所の活動は、さまざまな困難を抱えつつも、全国的に広がっています。「みやま共同作業所（以後、「作業所」という）」も障害者の当事者団体や障害を持った多くの皆さん、「働きたい」「八時間は無理でも四時間なら働ける」「自分のベースでなら働ける」という声を受け、平成十二年五月に美山町社会福祉協議会の運営で障害者の通所施設として開所しました。四年目を迎えた昨年、作業所では新たな事業として、「オープンランチ」を始めました。

このオープンランチは、毎月第二水曜日に美山町社会福祉協議会のある町民センターホールで開設されます。

在宅で引きこもっている障害をもつた方々や地域の皆さんに、「作業所ってどんな所かな?」とのぞいてもらう機会を作るものです。また、地域の皆さんのが作業所の皆さんと交流し、お互いに理解を深めてもらいう場としてもうえればとの思いから生まれました。

オープンランチ取材の当日（二月九日）は、早朝より調理ボランティアがランチづくりに取り組みます。メニューはちらし寿司、粕汁、ほうれん草とシーチキンの和え

物と、ちくわの胡瓜巻きです（これで二〇円は安い）。

これらのお米や野菜などの食材の一部は、趣旨に賛同した農家がら無償で提供して頂いたものです。

十一時三十分にはお客様がホールに入りオープンランチがはじまります。ホールには五つのテーブルがセットされそれぞれ五六名が座ります。席の配置は利用者、ボランティア、見学者、職員が片寄らないよう配慮されています。当日は町長もランチを利用されました。

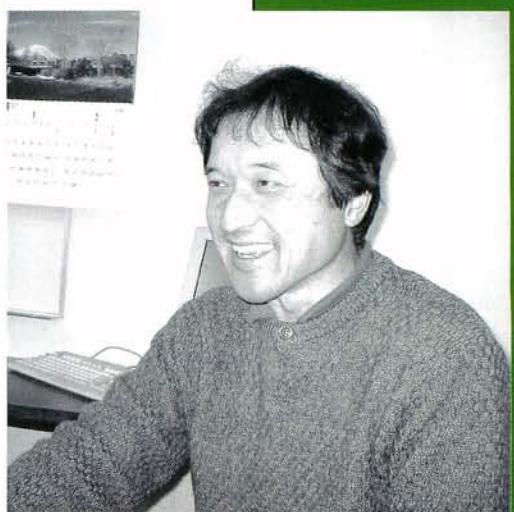
食事の間、各テーブルでは体調や近況など和やかな歓談が続きます。当日は町長に

うになりました。社会参加では生活圏を広げ、いろんな体験をしてきました。【自

己内所長は、「現在作業所の運営は、作業、仕事が八割で、残りの一割がオープンランチなどの様々な事業に当たっています。初めは、障害者の地域での自立へ向けた生活支援の一つとして、また拠点だと考え活動をしてきました。労働の場を提供すること、気がねなく安心して日常生活を送れる生活の場とすること、また作業所を通して社会参加を広げ、社会体験を進める窓口となること、等々です。そして障害のある皆さんのが自信をつけ、生き生きと暮らせるようになることをめざした活動をしてきました。その成果はあちこちに見られるようになりました。賃金も、単に、もううよろこびから、がんばれば増えるようじびを実感できるようになります。社会参加では生活圏を広げ、いろんな体験をしてきました。【自



オープンランチメニュー



竹内所長



調理実習風景



オープンランチの風景

信がついて生きることが楽しくなった。」という入所者の声はその成績だろうと思ひます。

今後の展望としては作業の機械化や営業面で、もっとプロフェッショナルな視点を持つことです。また、近くの福祉施設の職員寮（一軒家）を借り、数名で共同生活をする中で自立生活を体験してもらうという取り組み（昨年より実施）や、将来的には、グループホームをつくりたいなどいろいろなことをしたいが、まんならないのが現状です。」

最後に、最近感じることと言ひながら苦笑い。

ところが、利用者の皆さんは健常者と同じ様にしたいとは思っていない、ということを感じてきました。健常者の中に入つてもやっぱり負担になるし、同情や好奇の目で見られたくないというものです。むしろ、作業所で障害者の仲間と何の気がねもないことにいふことを好んでいるようにさえ見えます。

つまり、健常者と同じことがしたいが、いつしょになりたいとは思ってないようを見受けられます。むしろ、同じ仲間と居て何の気がねもない方が居心地がよいと。ある人たちはこれをサブカルチャーの必要性と言っています。わたしもそうだなあと思うようになつてきました。それは、健常者と障害者の間に線を引くのではなく、地域社会の中で健常者と共に暮らしながら、同時に障害者同士のコミュニケーションがネットワークのように出来ることかな」と話されます。

最後に、次のようにしめくくりました。「障害をもつた人たちが、この地域で可能な限り普通に暮らしていくにはどんな支援が必要なのだろうか。一人一人の必要に合わせて考えなければならぬ。『ここでなら安心して働ける』、『ここに来れば仲間がいる』、『ここにいっぱい初めてを経験した』、『ここを通して社会参加ができた』、そんな場所でありたい。」

して、「フォーマライゼーションというのは、わたしの理解が正しければ、可能なかぎり普通の人と同じ生活の実現です。そして、わたしは、入所者の皆さんがそのようになることをを目指して來ました。

ところが、利用者の皆さんは健常者と同じ様にしたいとは思っていない、ということを感じてきました。健常者の中に入つてもやっぱり負担になるし、同情や好奇の目で見られたくないというものです。むしろ、作業所で障害者の仲間と何の気がねもないことにいふことを好んでいるようにさえ見えます。

支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合せ・申込先

もあります

（福）京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6295

NPO法人



三品代表

NPOの主な活動

京都メンタルケア・アクションは、ACTの実現を目的として設立され平成十六年

日本でのACTの実践は、千葉県で国の研究事業として平成十五年から開始したACT-Jがあります。京都においても、平成十七年四月からACTを開始しようと準備しているプロジェクトがあります。今回は、在宅医療型精神科診療所のたかぎクリニック、ねこのて訪問看護ステーションと共に、そのACT-IKプロジェクトを立ち上げた、「NPO法人京都メンタルケア・アクション」(三品桂子代表)にスポットを当て、ACTそのものについてやACT-IKの支援の流れ、そしてNPOの抱える課題等を聞きました。

活動はACT-IKの実施に間に合うよう本格化してきており、学生の育成には、ボランティアとしてだけでなく精神保健福祉分野における将来の人材育成という側面も期待しているそうです。又、ピアサポートの養成は、当事者自らが支援に関わることで、支援する側、される側が共に自身のもつている力(ストレングス)を發揮することにつながり、ACTによって様々な可

京都メンタルケア・アクション

多職種チームによる二十四時間ケアを地域で展開

京都で包括型地域生活支援プログラムに取り組む

現在日本において社会資源の不足が原因で長期入院を余儀なくされている精神障害のある方々、いわゆる社会的入院患者は七万人を超えるとも言われています。この数字は他の先進国に比べても非常に多く、精神障害者医療及び福祉の早急な充実を求める声が益々大きくなっています。厚生労働省は、調査で上がってきたこの数字を重大な課題と捉え、退院促進や社会資源の整備に乗り出しています。

このような現状の中、重度・最重度の精神障害者の退院促進と地域生活への移行に有効と、注目を集め始めている取り組みがACT(包括型地域生活支援プログラム)です。

* ACT(包括型地域生活支援プログラム)

約30年前にアメリカのウィスコンシン州の精神病院における研究から発展。アメリカを始め各国で実践され、その有効性が実証してきた。特徴は、入院中に提供される24時間ケアを地域で同じように提供することで、それによって人々の力を高め、地域生活を継続させることを目指すこと。精神科医、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者などの多職種チームにより、地域生活の中で必要な医療、保健、福祉のサービスを展開する。精神障害者へのケアが精神科病院への入院中心である日本では、発想の転換ともいえる取り組み。

能性が広がる手ごたえを感じているようですね。

ACT-Kが始動すれば、その中で京都メンタルケア・アクションは、①ACT対象者の評価、②対象者の地域生活支援、③プロジェクトの評価・研究の三つの役割を担うことになります。現在、大学教授を含むNPO理事らで役割分担をし、準備を進めています。一方でACTの試行がすでに始まっており、たかぎクリーツクの三十名のクライアントがACTの対象となるかどうか、京都メンタルケア・アクションにとって最初の対象者の評価がまもなく行われます。

ACT-Kの支援の流れ

次に、ACT-K全体の支援の流れを説明します。まず利用者の窓口である高木クリニックを通じ、メンタルケア・アクションが利用者のアセスメント・評価を行い、その人にとってACTが必要と判断された時に支援が始まります。対象者の上限は百名で、一人に対して三名の職員がチームの核になり、二十四時間体制で医療・保健・福祉のサービスを提供します。そして、必要に応じて就労支援を行うワーカー、生活支援を行う学生ボランティア、ピアカウンセリングを行うピアソポーター等がチームに加わります。専門職は十三名必要であり、全員が百名の対象者を把握しておくようにします。

支援体制は二十四時間継続します。夜間の支援は自宅待機で、担当者はいつでも電話に出られる体制をとり必要な場合のみ対応します。地域に暮らす精神障害者にとって夜は辛く心配な時間で、緊急の事例も多いのではないかと考えますが、三品代表はACT先進国やACT-Jの報告を例に挙げ、「昼間のケアを十分にしていれば、夜間の緊急性は減ります。援助者との信頼関係が築かれていて、明日必ず来てくれると思ふことで安心して夜を過ごすことが出来る」ということが分かつてきました。」と、話します。

ACTの制度化を目指して

NPOを立ち上げ約一年、平成十七年四月からのACT始動を目前に控えた京都メンタルケア・アクションにとって、これらは「ACTの制度化」です。NPOの存在を、「京都におけるACTの体制を築いていく一方で、制度化を目指す運動体でもある。」と、三品代表は語ります。

「回復の責任は本人にある。」ということが、三品代表の言葉で特に印象に残っています。そしてそのことに、家族や当事者、専門家や周囲の人たちが気づいていくべきだと続けられました。精神保健福祉の先進国におけるACT等の実践により、これまで治療のため入院が必要とされてきた重度の精神障害者は、地域に生活の中心を置くことで回復が早まるということが分かってきました。かつては医療チームが地域においてサービスを提供することから「壁のない病院」と呼ばれたACTですが、最近は本人の回復する力「リカバリィ（回復モデル）」を大切にし支援を行うといいます。

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、緊急時や薬の調節等に対応してくれる身近な医療機関、自己実現とりハビリを目標す場所、仕事、相談できる人、仲間、住民の理解、そしてこれらをつなぐ機関や人が欠かせません。現在の日本はそれらが充実しているとは言えず、一方で障害者関係の法律を一元化した「障害者自立支援法（案）」が平成十八年度の施行を目指し国会で議論され、精神保健福祉を取り巻く現状は大きく振り動かされています。このよくな時だからこそ、ACT-K、そして京都メンタルケア・アクションが行う実践はその先駆性と効果性を活かした精神保健福祉の底上げ的な働きを担っているのではなかと考えられます。

今年度から、大阪府に続き京都市においても退院促進事業が始まります。岡山では県主導でACTの事業が展開される予定です。すでに始まっている千葉のACT-Jなど各地の動きと連携をしながら、費用対効果、つまり今何名のどんな人が必要でいくらの資金はあるがどの部分の資金が不足するなどの数字を実践の実績から示し、具

体的に国へ要求していくことを想定しているそうです。三品代表は、「情勢が動いているからこそ良い実践をしていきたい。そして、実践から制度化していくために欠かせないのは、効果や成果をアピールする力です。」と話します。

回復する力を大切にした支援を

「回復の責任は本人にある。」ということが、三品代表の言葉で特に印象に残っています。そしてそのことに、家族や当事者、

おわりに

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、緊急時や薬の調節等に対応してくれる身近な医療機関、自己実現とりハビリを目標す場所、仕事、相談できる人、仲間、住民の理解、そしてこれらをつなぐ機関や人が欠かせません。現在の日本はそれらが充実しているとは言えず、一方で障害者関

その中心に本人を据え支援しているからこそ生まれる結果だと考えられています。

一方、地域に必要な資源はACTだけではないと三品代表は次のように話します。「ACTは地域の資源の一つ。病院もその一つ。ケアマネジメントによって調整され、回復の過程に応じて通過・移行していくものと考えています。そして、最終的には、精神障害のある人びとが精神保健システムから解放され、一人ひとりが地域であたり前に暮らせることが大切です。」

京都府災害ボランティア支援資金の配分結果について

1. 配分内訳

(平成17年1月末現在)

配分先	配分額(円)
福知山市社協	61,000
舞鶴市社協	1,978,000
綾部市社協	25,000
宮津市社協	1,323,000
大江町社協	849,000
京都府社協	1,465,652
市町社協への支援物資	3,444,348
災害準備積立金	4,771,564
計	13,917,564

2. 配分対象経費

車両借上料、備品費、消耗品費、通信運搬費、旅費交通費、修繕費、燃料費他

(なお、役職員の人物費は、対象経費に含めておりません)

〔経過〕

平成16年10月22日

京都府災害ボランティア支援資金の募集開始

平成16年12月14日

京都府災害ボランティア支援資金配分委員会を開催
平成17年1月中

配分予定社協より府社協へ交付申請

平成17年1月26日

市町村社協に対し交付決定

平成17年1月31日

市町村社協へ送金

「京都府災害ボランティア支援資金」は、平成十六年十月二十日に京都府北・中部地方を襲った台風第二十三号災害に伴う京都府内の災害ボランティア活動を支援する目的で、京都府社会福祉協議会が、平成十六年十月二十二日より募集を開始したもので

す。
京都府内、府外の皆様ならびに関係機関各位の絶大なご支援により、入金件数四五七件、一三、九一七、五六四円（平成十七年一月末現在）の貴重なご寄付をいただきました。心よりお礼申し上げます。

本資金については、京都府内で台風第一

二十三号災害に対応するために「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、運営を行つた京都府内の八社協のうち六社協に対して、「京都府災害ボランティア支援資金配分委員会」の審査を経て、下記の内訳の通り配分しました。

また、予想以上に多くのご寄付をいたしましたため、配分後の剩余金につきましては、「災害準備積立金」として、今後の災害ボランティア支援活動に役立てさせていただ

くこととしました。

この度の災害ボランティア活動に対しまして、きわめて多くの皆様方から誠にあ

た

か

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

きばってます!

～市町村社会福祉協議会の活動紹介～



◆ 宮津市社会福祉協議会

“いっしょにきばろう”でえ みやづ ボランティアまつり

〔目的〕

十月二十日に上陸した台風二十三号は、大手川の氾濫により宮津市に空前の被害をもたらしました。被災直後から、住民の皆さんは地域の方々と助け合いながら復旧作業をされ、また他市町村・他府県から多くのボランティアの皆さんのがかけつけ、災害復旧にむけて大きな支援をいただきました。こうした支援のおかげで、表面上は落ち着きを取り戻しつつありますが、一人一人の生活をみると、被災前の生活に戻るにはまだまだ課題も多いのが現状です。

住民の皆さんにこの一日は笑顔で過ごしていただき、本格的復興への元気づけとしていたたくとともに、ボランティアの皆さんに対してもお礼の気持ちを伝える場、観光都市みやづをアピールできる場として、“いっしょにきばろうでえみやづボランティアまつり”を開催します。

〔共 催〕宮津市社会福祉協議会・宮津市ボランティア連絡協議会

宮津天橋立観光旅館協同組合・天橋立観光協会

宮津天橋立冬のホカホカ感謝キャンペーン実行委員会

〔後 援〕(社)宮津青年会議所

〔日 時〕平成十七年三月二十七日(日)午前十時から午後三時
(午後六時三十分よりチャリティ落語会を予定)

〔場 所〕パーキングはままち(宮津市字浜町三〇〇六)

〔内 容〕ステージ(落語・トーク・音楽等)

展示(写真)

募金

产品販売

ふるまい

災害時の知恵等

起振車体験など

〔参加費〕無料(物品販売については有料)

全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償

プラン1

施設の業務中事故
賠償補償

オプションにより、居宅サービス
や医療リスクも補償

プラン2

滞在型施設利用者
傷害事故補償

プラン3

通所型施設利用者
傷害事故補償

福祉施設の公的保険における
業務にも対応!

安全・健全な

施設運営の

ために

プラン4

送迎車搭乗中の
傷害事故補償

プラン5

施設の労災上乗せ補償
(オプション)感染症補償費用

プラン6

施設職員の傷害事故補償

プラン7

施設の什器・
備品損害補償

すでに8,000をこえる社会福祉施設にご加入
いただき、多くの事故に投立っております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と
一括して契約を行う団体契約です。

●お問い合わせ

取扱代理店 福祉保険サービス ホームページも御覧下さい。<http://www.fukushihoken.co.jp>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

リレートーク④

介護保険制度の見直しを考える

一人ひとりの個別性に応じたその人らしい生活の追求を

花園大学社会福祉学部助教授 福富昌城

財源論中心の議論への危惧

今回の見直しに際し、最も大きな注目を集めたのが支援費制度と介護保険の統合問題でした。結論的には、統合は先送りとなりましたが、見直し論議が財政論中心にすすめられていると感じたのは私だけではないと思います。

もちろん、制度運営は財源問題抜きにして語れません。保険財政規模は初年度で三・六兆円だったものが、五年を経過した二〇〇四年度では六・一兆円（予算ベース）と拡大し続けています。保険料負担は京都市で第一期二・九五八円、第二期三・八六六円（値上がり幅九〇八円）、京都府下平均で第一期二・六六三円、第二期三・一一四円（値上がり幅四五一円）と大きくなっています。また、同時に国、自治体の負担も大きくなっています。安定的な制度運用ができるためには、制度の改善は大切なことです。しかし、その議論や意思決定のプロセスについては検討する余地があるように思われます。

利用者意見が反映される仕組みがあるか

介護保険法には介護保険事業計画の策定が義務

づけられています。これは利用者、事業者の意見を反映させる仕組みもあります。しかし、

今回の大きな制度改正では、利用者の意見が十分に反映されたのでしょうか。例えば、障害者領域では、障害者の福祉施策のあり方を検討する場合、必ず障害をもつ当事者が委員として参加するようになっています。しかし、要介護高齢者の場合ではサービスを利用する当事者の組織化がなされておらず、こうした委員を出すような当事者組織がありません。社会保障審議会の二十一名の委員の中で、当事者側と考えられる委員は老人クラブ団体連合会、呆け老人をかかる家族、オンライン組織の三名だけです。

体力・健康面の制約や、認知症を持つ人も多いこともあり、要介護状態にある高齢者がそれらの審議会・検討会へ委員として参加することは難しいのも事実ですが、当事者の声が制度設計・改正に反映される仕組みづくりこそが必要だと言えるでしょう。

利用者中心の支援に向けて

昨年十月に、京都で国際アルツハイマー病協会国際会議がありました。自らもアルツハイマー病であるクリスティン・ブライデン氏は同協会の理事であり、認知症患者本人の意思を大切に

することの重要性を説きました。彼女の著書を読めば、認知症者を生活の主体者として支えていくことの大切さ、そのためには医療や経済・ケアの面の保障だけでなく、家族、友人、地域社会から信仰まで、さまざまな事柄が必要なだと分かります。

介護保険制度は要介護状態という保険事故に対して保険給付が行われる仕組みですが、その給付だけでは利用者の生活のすべてをカバーすることは困難です。今回の改正では自立支援、尊厳の保持が理念として掲げられ、地域包括ケアという考え方が示されています。この中で重視されるのは介護予防です。これを「要介護状態にならないように」という意味だけで捉えては、保険支出抑制の手段としての改正にしかなりません。利用者が人としての尊厳を持ちながら暮らせるように支援するためには、利用者を単なるサービスの受け手と捉えるのではなく、一人ひとりの個別性に応じたその人らしい生活の追求という視点が不可欠です。それは、介護という問題を超えて、生きがいや地域社会での他者と関わりながらの暮らしへと視野を広げていかないと見えてきません。要介護性に対して手当をする（if being）ために何が必要かを考え、それを支えるために介護保険以外の仕組みとの相補性も視野に入れた制度設計・運用を考える必要があります。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>